

募集要項等の修正 新旧対照表

平成30年8月8日

No	文書名	該当箇所						項目等	修正前	修正後	備考
		頁	項目								
1	募集要項	5	2	(6)	3)	①		サービスの対価	本市が支払うサービスの詳細は、事業契約書(案)事業契約約款(案)別紙4「サービスの対価の支払い方法」を参照すること。	本市が支払うサービスの詳細は、事業契約書(案)事業契約約款(案)別紙5「サービスの対価の支払い方法」を参照すること。	誤記修正
2	募集要項	5	2	(6)	3)	①		サービスの対価	なお、維持管理及び運営業務に係る光熱水費(電気、ガス、水道及び灯油の購入費用をいい、事業者が物品販売業務及び自主事業に使用した分を除く)は、本市が負担する。本事業は、環境負荷低減に寄与する事業とするため、可能な限り光熱水費の削減を図るように業務を実施すること。	なお、維持管理及び運営業務に係る光熱水費(電気、ガス、上下水道及び灯油の購入費用をいい、事業者が物品販売業務及び自主事業に使用した分を除く)は、本市が負担する。本事業は、環境負荷低減に寄与する事業とするため、可能な限り光熱水費の削減を図るように業務を実施すること。	趣旨明確化
3	募集要項	7	3	(1)	2)	ア	f	応募者の構成等	f 火葬炉運転業務及び火葬炉業務を除く運営業務を行う企業(以下「運営企業」という。)	f 火葬炉運転業務及び火葬業務を除く運営業務を行う企業(以下「運営企業」という。)	質問回答No1への対応
4	募集要項	19	7	(1)	①			本市の費用負担	① 光熱水費(維持管理及び運営業務に係る電気、ガス、水道及び灯油の購入費用をいい、事業者が物品販売業務及び自主事業に使用した分を除く。)	① 光熱水費(維持管理及び運営業務に係る電気、ガス、上下水道及び灯油の購入費用をいい、事業者が物品販売業務及び自主事業に使用した分を除く。)	趣旨明確化
5	募集要項	26						別紙2 リスク分担表	※5光熱水費(電気、ガス、水道、灯油)については、物品販売業務及び自主事業に要したものを除き、本市が実費を負担する。	※5光熱水費(電気、ガス、上下水道、灯油)については、物品販売業務及び自主事業に要したものを除き、本市が実費を負担する。	趣旨明確化
6	要求水準書	6	第1章	8	1)			光熱水費の負担について	1) 本事業の維持管理・運営に係る光熱水費(電気、ガス、水道、灯油)は本市が負担する。ただし、施設引渡しまでの光熱水費は事業者負担とする。支払方法については、事業者が供給者と契約し、本市が実費相当額を事業者に支払うことを想定している。なお、供給者との契約にあたっては事前に本市と協議すること。	1) 本事業の維持管理・運営に係る光熱水費(電気、ガス、上下水道、灯油)は本市が負担する。ただし、施設引渡しまでの光熱水費は事業者負担とする。支払方法については、事業者が供給者と契約し、本市が実費相当額を事業者に支払うことを想定している。なお、供給者との契約にあたっては事前に本市と協議すること。	趣旨明確化
7	要求水準書	8	第2章	1	(4)			延床面積	3,320㎡以上で事業者の提案による。	3,320㎡程度で事業者の提案による。	質問回答No7への対応
8	要求水準書	14	第2章	表				延床面積	3,320㎡以上	3,320㎡程度	質問回答No7への対応
9	要求水準書	22	第2章	5	(2)	⑩		計量設備	・物品販売業務及び自主事業に使用する電力、ガス及び水道を別途計量できるように子メーターを設置すること。設置にかかる費用は、事業者の負担とする。	・物品販売業務及び自主事業に使用する電力、ガス及び上下水道を別途計量できるように子メーターを設置すること。設置にかかる費用は、事業者の負担とする。	趣旨明確化
10	要求水準書	24	第2章	6	②	イ	(ア) d	使用燃料	灯油とする。	原則灯油とするが、灯油以外の提案も可とする。	質問回答No13への対応
11	要求水準書	45	第3章	1	(4)			実施上の留意事項	・業務の実施に必要な電気、水道及びガスは、計画的に節約すること。	・業務の実施に必要な電気、上下水道及びガスは、計画的に節約すること。	趣旨明確化
12	要求水準書	49	第4章	1	(4)			全体要件	・業務の実施に必要な電気、水道、ガス及び灯油は、計画的に節約すること。	・業務の実施に必要な電気、上下水道、ガス及び灯油は、計画的に節約すること。	趣旨明確化
13	要求水準書 添付資料0							添付資料一覧表	—	(添付資料17を追加)	質問回答No17への対応
14	要求水準書 添付資料5-1							給水設備図	—	(既存井戸の位置を追加)	質問回答No12への対応
15	事業仮契約書 (案)		2条	(3)				事業期間	契約締結日から平成53(2041年)3月31日まで	契約締結日から平成53年(2041年)3月31日まで	誤記修正
16	事業契約約款 (案)	30	2	(1)				別紙3 ペナルティ対象事象	・電気、燃料(灯油・ガス)、水道使用量の不当な増加など	・電気、燃料(灯油・ガス)、上下水道使用量の不当な増加など	趣旨明確化
17	事業契約約款 (案)	31	2	(1)				別紙3 ペナルティ対象事象	・電気、燃料(灯油・ガス)、水道使用量の不当な増加など	・電気、燃料(灯油・ガス)、上下水道使用量の不当な増加など	趣旨明確化

No	文書名	該当箇所					項目等	修正前	修正後	備考
		頁	項目							
18	事業契約約款(案)	36	2	(1)			別紙5 サービス対価の構成	「維持管理業務」及び「運営業務」(物品販売業務及び自主事業を除く)に要した電気、水道、ガス、灯油の使用料に相当する額	「維持管理業務」及び「運営業務」(物品販売業務及び自主事業を除く)に要した電気、上下水道、ガス、灯油の使用料に相当する額	趣旨明確化
19	事業契約約款(案)	37	3	(5)			別紙5 サービス対価E	「維持管理業務」に要する費用のうち、当該業務に要する電気、水道、ガス、灯油の使用料を除いた額とする。 サービス対価Eには、事業者経費、保険料等の必要な諸経費・利益等を含む維持管理業務に係る諸経費を含むものとする。	「維持管理業務」に要する費用のうち、当該業務に要する電気、上下水道、ガス、灯油の使用料を除いた額とする。 サービス対価Eには、事業者経費、保険料等の必要な諸経費・利益等を含む維持管理業務に係る諸経費を含むものとする。	趣旨明確化
20	事業契約約款(案)	37	3	(6)			別紙5 サービス対価F	「運営業務」に要する費用のうち、当該業務に要する電気、水道、ガス、灯油の使用料を除いた額とする。 サービス対価Fには、事業者経費、保険料等の必要な諸経費・利益等を含む維持管理業務に係る諸経費を含むものとする。	「運営業務」に要する費用のうち、当該業務に要する電気、上下水道、ガス、灯油の使用料を除いた額とする。 サービス対価Fには、事業者経費、保険料等の必要な諸経費・利益等を含む維持管理業務に係る諸経費を含むものとする。	趣旨明確化
21	事業契約約款(案)	37	3	(7)			別紙5 光熱水費相当額	事業者が維持管理業務及び運営業務(物品販売業務及び自主事業を除く)に要した電気、水道、ガス、灯油の使用量に応じて、電気会社等供給者からの請求に基づき事業者が一旦支払った額(実費)とする。	事業者が維持管理業務及び運営業務(物品販売業務及び自主事業を除く)に要した電気、上下水道、ガス、灯油の使用量に応じて、電気会社等供給者からの請求に基づき事業者が一旦支払った額(実費)とする。	趣旨明確化
22	様式⑤ 要求水準セルフ チェックシート	25行	8					本事業の維持管理・運営に係る光熱水費(電気、ガス、水道、灯油)は本市が負担する。ただし、施設引渡しまでの光熱水費は事業者負担とする。	本事業の維持管理・運営に係る光熱水費(電気、ガス、上下水道、灯油)は本市が負担する。ただし、施設引渡しまでの光熱水費は事業者負担とする。	要求水準書の修正への対応
23	様式⑤ 要求水準セルフ チェックシート	34行	15					本施設のうち、新斎場は、平成33年(2021年)9月までに供用開始できるよう施設整備を行うこと。	本施設のうち、新斎場は、平成33年(2021年)9月1日から供用開始できるよう施設整備を行うこと。	誤記修正
24	様式⑤ 要求水準セルフ チェックシート	36行	17					【延床面積】3,320 m ² 以上で事業者の提案による。	【延床面積】3,320 m ² 程度で事業者の提案による。	要求水準書の修正への対応
25	様式⑤ 要求水準セルフ チェックシート	41行	21					事業者は、本施設の建設工事着手前までに本施設が工事中及び供用時に環境に対して与える影響の調査、予測及び評価を実施し、本市に報告し確認を受けること。 調査項目は、次に示す内容とし、添付資料12に示す通りとする。 ア 大気質(二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、硫化水素、ダイオキシン類) イ 騒音(環境騒音、道路交通騒音、低周波音) ウ 振動(環境振動、道路交通振動) エ 悪臭(特定悪臭物質濃度、臭気指数) オ 地盤 カ 地下水	事業者は、本施設の建設工事着手前までに本施設が工事中及び供用時に環境に対して与える影響の調査、予測及び評価を実施し、本市に報告し確認を受けること。 調査項目は、次に示す内容とし、添付資料12に示す通りとする。 ア 大気質(二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類) イ 騒音(環境騒音、道路交通騒音、低周波音) ウ 振動(環境振動、道路交通振動) エ 悪臭(特定悪臭物質濃度、臭気指数) オ 地盤 カ 地下水	誤記修正
26	様式⑤ 要求水準セルフ チェックシート	239行	211					物品販売業務及び自主事業に使用する電力、ガス及び水道を別途計量できるように子メーターを設置すること。設置にかかる費用は、事業者の負担とする。	物品販売業務及び自主事業に使用する電力、ガス及び上下水道を別途計量できるように子メーターを設置すること。設置にかかる費用は、事業者の負担とする。	要求水準書の修正への対応
27	様式⑤ 要求水準セルフ チェックシート	275行	244					d使用燃料: 灯油とする。	d使用燃料: 原則灯油とするが、灯油以外の提案も可とする。	要求水準書の修正への対応
28	様式⑤ 要求水準セルフ チェックシート	529行						—	(セルの色を明るい水色から青色に修正)	誤記修正
29	様式⑤ 要求水準セルフ チェックシート	537行	496					業務の実施に必要な電気、水道及びガスは、計画的に節約すること。	業務の実施に必要な電気、上下水道及びガスは、計画的に節約すること。	要求水準書の修正への対応

No	文書名	該当箇所						項目等	修正前	修正後	備考
		頁	項目								
30	様式⑤ 要求水準セルフ チェックシート	565行	519						業務終了後は、門扉等の施錠確認及び火気の始末に努めること。	業務終了後は、門扉等の施錠確認及び火気の始末を行うこと。	誤記修正
31	様式⑤ 要求水準セルフ チェックシート	604行	551						業務の実施に必要な電気、水道、ガス及び灯油は、計画的に節約すること。	業務の実施に必要な電気、上下水道、ガス及び灯油は、計画的に節約すること。	要求水準書の修正への対応
32	提案審査 様式 集及び作成要 領	16						要求水準セルフ チェックシート	—	(要求水準セルフチェックシートを平成30年8月8日修正版に差し替え)	要求水準書の修正への対応